多治見市告示第 227 号

多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号。以下「条例」という。) 第 4 条第 2 号、第 7 号、第 8 号及び第 14 号並びに第 6 条第 5 号及び第 6 号の 規定により地域等の指定をしたので、同条例第 27 条の規定により別添のとお り告示する。

平成 21 年 12 月 22 日

多治見市長 古川雅典

- 1 条例第4条第2号の区域
- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域

指定建造物名	所在地	指定する区域	
永保寺観音堂、開山堂、附宝篋 印塔	多治見市虎渓山町	永保寺境内地の全域	

(2) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝、天然記念物に指定された 地域又は同条第 2 項の規定により特別史跡・名勝・天然記念物に指定された地域

名称	所在地	種類	
永保寺庭園	多治見市虎渓山町 1-40	名勝	

- 2 条例第4条第7号及び第8号並びに条例第6条第5号及び第6号の区間 別表に掲げる区間
- 3 条例第4条第14号の地域
- (1) 信号機の設置されている交差点
- (2) 道路(一般国道又は県道)と道路との交差点
- (3) 道路(一般国道又は県道)と鉄道との踏切
- (4) (1)及び(2)の交差点並びに前号の踏切から30メートル以内の道路及び歩車道の区分のない道路の両側5メートル以内の区域。ただし、高さ7メートル以上の屋上広告物を除く。

別表

1 道路

1		禁止地域等			許可地域等		
F	· 名	禁止区間条第7号	(条例第 4 の区間)	禁止区域(条例第 4 条第 8 号の区域)	許可区間 条第5号		許可区域(条例 第6条第6号の
		始点	終点		始点	終点	区域)
1	高自車道び動専道速動国及自車用路			市内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定とある用途地域が定め			市内の全区間の 路線の両側 1,000メートル 以内の区域。た だし、禁止地域 等の区域を除 く。

				られている区域を 除く。			
	一般 国道 19 号				愛知県境	多治見市地 内の虎渓大 橋	上記区間の路線の 両側 1,000 メートル 以内の区域
2		多治見市 地内の虎 渓大橋	土岐市境				上記区間の路線の 両側 1,000 メートル 以内の区域
	一般 国道 248 号				愛知県境	多治見市明 和町1丁目 23番の8地 先	上記区間の路線の 両側 1,000 メートル 以内の区域
3		多治見市 明和町1 丁目23番 の8地先	可児市境				上記区間の路線の 両側 1,000 メートル 以内の区域
4	県 当 国 国 国 と に は は は は は は は は は は は は は				愛知県境	多治見市地 内の国土交 通省脇之島 排水機場前	上記区間の路線の 両側 1,000 メートル 以内の区域

2 鉄道等

番号	L7	禁止地域等			許可地域等		
		对 一			許可区間(条例第 6 条第 5 号の区間)		許可区域(条例第 6条第6号の区
		始点	終点		始点	終点	域)
1	東旅鉄 中本	愛知県境	土岐市境				上記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
2	東旅鉄 太線				多治見市 地内の多 治見駅	可児市境	上記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

多治見市告示第163号

地域等の指定の告示(平成21年告示第227号)の一部を次のように改正し、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月17日

多治見市長 古川雅典

- 3(2)及び(3)を次のように改める。
- (2) 道路(一般国道又は県道をいう。以下(2)及び(3)において同じ。)と道路の交差点
- (3) 道路と鉄道との踏切

別表 1 道路の表 4 の項中「国土交通省脇之島排水機場」を「土岐川左岸ポンプ場」に 改める。